

学校教師の勤務時間

—公立小学校担任受け持ち教諭20名の1週間—

布川 淑*

本稿の目的は、学校教師における超過勤務の発生を確認し、その要因を教育活動の諸内容から推定し、教育活動との関係から超過勤務を抑制するための課題を導出することにある。小学校学級担任の勤務実態から、勤務日の規定の休憩時間における超過勤務、勤務日の早出・居残りの在校残業、勤務日の持ち帰り残業があることがわかる。さらに、非勤務日の出勤と持ち帰りがある。こうした超過勤務の内容は、学校教育活動を遂行するために必須の仕事である。教師の勤務時間内における仕事内容は、子どもとの関わり方から直接指導と間接指導に大分類できるが、直接的な指導時間が増加すると、それを準備処理するための間接的な時間も増加する。8時間の勤務時間内に仕事が終わらないという事態にたいして、教師1人あたりの直接指導にかかる時間を短縮することが、長時間勤務を規制するための課題になっている。

キーワード：公立小学校、学級担任、超過勤務、持ち帰り仕事、多忙

目次

- 1 教師の長時間勤務
- 2 勤務時間と教育活動の集計方法
- 3 小学校教師の1週間
おわりに

1 教師の長時間勤務

2006年6月に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が施行されたことにより、教育改革の課題のひとつに教員給与が取り上げられ、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」（以下、人材確

保法）の存廃を含めた給与制度の見直し検討がはじまった。給与制度改革を推進するには勤務実態を把握することが求められるが、そこで明らかにされたのは教師の長時間勤務の現状である。

2006年7月から12月にかけて文部科学省が委託実施した「教員勤務実態調査」によると、小・中学校教師の長時間勤務の実態は、「通常期（第5期）」の10月下旬から11月中旬における勤務日1日あたり平均の残業が1時間56分、持ち帰りが26分、休日1日あたりの残業が57分、持ち帰りが1時間26分となっている（東京大学、2007）。「就業構造基本調査」によれば2007年における雇用者の週間就業時間は35～42時間が39.7%と最も多いながらも43～48時間が25.8%、49～59時間が18.6%、60時間以上が12.7

* 立命館大学大学院社会学研究科研究生

%であり、そのうち正規雇用者で週49時間以上働く男性は43.6%、女性は24.1%である（総務省統計局，2008）。小・中学校教師の週間労働時間を推計すれば49時間以上の層に該当するため、日本の労働者が概ね長時間働くなか、学校教師も例外ではない状況にある。

勤務実態調査の報告を受けて、中央教育審議会は2007年3月に「今後の教員給与の在り方について」を答申した。答申は、「社会の価値観の多様化や地域や家庭の教育力の低下など、近年の学校を取り巻く環境の変化の中で、学校教育に対する過度な期待や学校教育が抱える課題の一層の複雑化・多様化が進んできている。このような中、学校の管理運営や外部対応に関わる業務が増えてきており、結果として教員に子どもたちの指導時間の余裕がなくなっている」と述べ、教師の仕事が時間的に余裕のないものになっていることを確認するとともに、時間量と仕事内容のふたつの側面から勤務実態をとらえる観点を示した。

教師政策の一環として出された答申の目的は、教師の資質能力向上の方策を示すことにありとされており、提起する課題も多岐に渡っている。第1に、義務教育等教員特別手当と教職調整額により一般行政職にくらべて優遇措置がとられている教員給与にかかわって、正規の8時間を超える勤務、すなわち恒常的な時間外労働が発生している現状にたいして、メリハリのある給与体系の創出と教員評価の処遇への反映が提起されている。第2に、勤務時間にかかわって、人材確保法を維持しながら「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、給特法）を見直すことによって一律の教職調整額を時間外勤務の実態に即した支給に変更し、諸手当を廃止・創設するとともに

に、勤務時間の弾力化と将来的な変形労働時間制の導入を模索する。第3に、子どもの心身の発達と人格形成に責任をもつ教職において授業指導とそれ以外の生活指導、学校運営業務が増大している現状から、校務と学校事務にかかわって、校務の見直しと学校事務体制の強化が提起され、具体的には外部人材（地域住民・退職教員・専門職・ボランティア）の配置・充実、事務長の配置が検討されている。第4に、学校組織運営体制にかかわって、給料表では校長・教頭・教諭・助教諭の4級制となっている「鍋蓋式組織」の改編が提起され、管理職サポートとして副校長・主幹を配置した学校組織マネジメントにおける校長・教頭のリーダーシップの確立、学外研修とOJTを併用した資質向上のための指導主事の配置等が検討されている。

以上のように内容が多岐に渡るとはいえ、教師の勤務時間を縮減するために答申が提起した具体策は、学校事務体制の効率化と学校組織運営体制の見直しに限定されている¹⁾。しかし、先の「教員勤務実態調査」によると、学校運営にかかわる仕事はもちろん、日常の授業や生活指導にかかわる仕事が学校での残業と持ち帰りになることによって長時間勤務が発生している。したがって、学校経営のあり方を問題にするだけでは、時間外労働の恒常化という事態を把握しきれない。

教師の長時間勤務は、教師研究において教師の多忙要因のひとつとして考察の対象になってきた。教師の「多忙」研究は、勤務時間がどれくらいか、どのような仕事がどのように実践されているか、勤務状況や仕事を教師はどのようにとらえているかを明らかにするために、勤務時間や教育活動における多忙と教師自身の多忙感を分析的に区別してきた（油布，1995）。

とはいえ、「教師は長時間労働を強いられており、『事実としての多忙』は確かに存在する。しかしながら、それは『働き過ぎの国日本』を再確認することにすぎず、教師にのみ特有の現象ではなく、『教師は多忙』であるという根拠にはなりにくい」、「長時間労働を取り出して多忙感や多忙化の根拠とするのはいささか説得力に欠けるのではないだろうか²⁾」というように、長時間勤務を多忙の指標とすることは留保されてきた。

したがって、教師の多忙に関する研究は教育活動の内容や実践の仕方と教師の意識を主要な対象にしてきたといえる。これまでに教育活動実践と多忙感に関する調査が精緻化され、その実態が詳細に考察されるようになってきているが、他方で長時間勤務は所与の前提とされ、教育活動に要する時間量と多忙の関係は明らかにされてこなかった。もちろん、教育予算が削減され教育条件の改善がむずかしいという日本の教育政策の貧困を前提にするのであれば、多忙研究の焦点も教師の実践と意識という内在的要因の探求に向かわざるを得ない。しかし、教育政策上の制約があるとはいえ、学校教師が長時間勤務になる独自の要因を明らかにするためには、どのような時間配分でどのような仕事が行われているのか勤務時間と教育活動との関係を考察する必要がある。

本稿では教育諸活動の時間配分と配置に着目し、教師の長時間勤務の実態を明らかにする。その際に、8時間を基準とする勤務にたいする時間外労働を教師の超過勤務としてとらえ、その発生を把握することを目的に小学校教師の勤務実態調査の集計結果をまとめる。そして、超過勤務にたいしては学校経営上の課題だけでなく、教師の仕事の時間量を規定する教育条件そ

のもののあり方への対策が求められることを明らかにする。

2 勤務時間と教育活動の集計方法

(1)集計データの性格

京都市教職員組合は、小・中・高等・特別支援学校の組合構成員を対象に「教職員超過勤務実態調査」を継続的に実施している³⁾。筆者は、一連の調査のうち2002年度から2004年度に回収された調査票の一部について提供をうけた。それらは小・中学校の教師を対象に、1日24時間を10分刻みにした1週間分のワークシートを用いたもので、基本属性に関する回答の他に、日々の活動内容が5分間隔で自由記述されている。この調査のユニークな点は、記入の仕方と活動内容が例示された上で、対象者自身がやったことをできるだけそのままに書き込んでいくという手法が採られていることにある⁴⁾。

図1に、ある教師の1日分のワークシートを載せている。ワークシートの時間メモリに合わせて活動ごとに対象者が引いた実線を時刻に表しなおすと、諸活動の所要時間を計測することができる⁵⁾。さらに、活動と時刻の記録から、連続1週間における教師の諸活動の時間配分と、仕事がどのように行われたのかという配置関係を把握することができる。

調査票のなかから、小学校で普通学級を担任している教諭20名によって2002年10月28日（月）から11月3日（日）の1週間について自筆記入されたデータに着目した⁶⁾。完全週五日制の実施後、平日の勤務の慌しさが際立ち教師の多忙が問題視されるのが小学校である。学級担任制の小学校では、教科担任制の中学校とは異なって、授業の受け持ち時間数が多く、子ども

の授業時間中に教師の空き時間がない。さらには、休憩の未取得を含めた長時間勤務の実態をに、昼食や清掃などの生活指導によって規定の把握することを目的に、小学校普通学級担任教休憩時間を確保できない傾向にある。本稿で論のデータを集計する（属性は表1参照）。

ワークシート			
	10月28日（月） 超過勤務要因 行事にむけて学年でとり組むため、 （自由記述） 打ち合わせが必要。 ・学芸会準備 ・マラソン大会への合体 ・調理実習		
所要時間	時刻	活動内容	活動分類
0 : 20	6 : 00	起床, 洗面, 朝食準備, 朝食, 家事	通勤
0 : 05	8 : 10	通勤	通勤
0 : 05	8 : 30	出欠打ち合わせ	学校運営の会議
0 : 05	8 : 35	準備	学級指導の準備
0 : 15	8 : 40	職朝	学校運営の会議
0 : 45	8 : 45	朝学習	学級指導
0 : 45	9 : 00	1 限授業	学習指導
0 : 45	9 : 45	2 限授業	学習指導
0 : 20	10 : 30	図書委員会指導	学校生活指導
0 : 45	10 : 50	3 限授業	学習指導
0 : 45	11 : 35	4 限授業	学習指導
0 : 45	12 : 20	給食準備, 給食	学級指導
0 : 20	13 : 05	給食あとかたづけ	学級指導
0 : 20	13 : 25	読書えはがき選定	学習指導の事後処理
0 : 45	13 : 45	5 限授業	学習指導
0 : 20	14 : 30	終わりの会, 学級通信読み合わせ	学級指導
0 : 10	14 : 50	欠席児童連絡	学級保護者への対応
0 : 10	15 : 00	朝学習準備	学級指導の準備
0 : 20	15 : 10	プリント印刷	学級指導の準備
0 : 20	15 : 30	生徒指導打ち合わせ	学校運営の会議
0 : 30	15 : 50	健康マラソン指導	学校生活指導
0 : 40	16 : 20	発表会にむけて打ち合わせ	学校運営の会議
0 : 10	17 : 00	休憩	休憩（放課後）
0 : 20	17 : 10	交換授業打ち合わせ	学習指導の会議
0 : 20	17 : 30	月案打ち合わせ	学校運営の会議
0 : 20	17 : 50	通勤	通勤
	18 : 10	買い物	
	18 : 40	夕食準備	
	19 : 30	夕食	
	20 : 20	休憩	
	21 : 10	娯楽（新聞・テレビ）	
0 : 30	22 : 00	社会授業教材研究	学習指導の準備
0 : 30	22 : 30	書類整理	学校運営の準備処理
	23 : 00	入浴	
0 : 25	23 : 25	読書（教育書）	自己研鑽
	23 : 50	就寝	

図1 ワークシートの記録事例

表1 対象者20名の基本情報の回答

学校種	小学校	20名			
学校数		7校			
調査期間	2002年10月28日(月)から2002年11月3日(日)までの連続1週間				
職種	教諭	20名	分掌担当数	1	2名
性別	女性	17名		2	4名
	男性	3名	3	4名	
年齢	20代	1名	4	3名	
	40代	13名	6	1名	
	50代	6名	7	1名	
結婚	既婚	18名	主任担当数	未記入	5名
	未婚	2名		1	4名
担任	普通学級	20名	2	11名	
クラス人数	28人	1名	3	3名	
	29人	1名	未記入	2名	
	30人	1名	疲労回復状況	疲れを感じない。	0名
	31人	3名		疲れを感じるが次の日までに回復している。	5名
	32人	5名		疲れが翌日に残る。	6名
	33人	4名		休日でも回復せず、いつも疲れている。	9名
	34人	3名		健康状態	健康である。
37人	2名	健康にやや不安がある。	15名		
持ち時間数	23コマ	1名	病気がちで健康とは言えない。	2名	
	24コマ	4名	病氣加療中	2名	
	25コマ	3名			
	26コマ	2名			
	27コマ	3名			
	28コマ	6名			
	28・2/3コマ	1名			

(2)先行調査の概括

集計に用いるワークシートは、教師の仕事の内容や所要時間の実態を詳細に反映した記録になっている。どのような集計方法であれば記録に即した集計結果を得ることができるのか、教師の勤務実態に関する先行調査を参照し、集計項目を設計するための留意点をあげながら時間帯と活動に関する具体的な分類項目を確定する。

とはいえ、これまでに実施されてきた勤務実態調査の多くは勤務時間の概要を把握するにとどまっている。さらに、勤務実態調査を率先して実施してきたのは教職員組合であり、教育行政による大規模な調査は後述するふたつのみである。こうした事情を前提に、以下では勤務時間と教育活動の関係の詳細に分け入った先行調査を取り上げる。

はじめに、教師の労働と生活の実態を生活時間調査の方法にもとづいて分析した調査を概観

する。1997年に山梨県高等学校教職員組合が実施した「教職員の生活と勤務に関する調査」（鷲谷，2000a，2000b，2000c）では、10分刻みの行動時間経過について対象者が調査票に活動項目を選択記入する方法が採られたが、これは同調査に先立ち1992年に実施された同名の調査と同じ設計になっている（全日本教職員組合，1993）。これらの調査では、教師の労働と生活の実態について労働に規定された生活の諸問題を解明することを目的に、労働者が生活を維持するという視点から収入を得るための時間（労働時間）とそれ以外の生活時間（非労働時間）が行動区分され、それらの時間配分と配置関係が明らかにされた。すなわち、「収入生活時間」の延長が他の生活時間を圧縮する。その場合に、男性は「社会文化的な生活時間」の調整を求められるが、女性は「収入生活時間」と「家事的な生活時間」の負担により、「社会文化的な生活時間」を短縮させられることになっている⁷⁾。

また、勤務時間外における勤務関連の行動の所在について、収入生活時間の延長は、休日出勤と自宅等の学校外での収入生活時間として現象すると指摘された。

さらに、これらの調査は教師の勤務について時間帯別の行為者分布を「生活時間マップ」に示すとともに、「行為者率」と「行為者平均時間」を算出したおそらくはじめてのものである。それによって教師の性別や学校種によって異なる生活行動パターンの多様性を明らかにする一方で、学校外での学校関連業務の残業が常態化し、そのうち授業の準備・事後処理と学級経営にかかわる仕事が占める割合が大きいという勤務実態の共通性を指摘した。しかし、生活時間と諸活動の関係をとらえようとする生活時間調査の性格上、集計項目における教育活動の分類に階層性がなく、勤務時間と具体的な教育諸活動の関係に踏み込んだ考察はされていない。

つぎに、教育行政による調査として、給特法の制定準備段階にあたる1966年に文部省の実施した「教職員の勤務状況調査」がある。これを現在進行中の給与制度改革にともなって2006年に文部科学省が委託実施した「教員勤務実態調査」と比べると、休憩は未取得のまま勤務は長時間化し、時間外労働が続けられていることがわかる。「教員勤務実態調査」は、児童生徒にかかわる業務とそれ以外の業務との時間配分、残業時間とその活動内容を把握することを目的に教育活動の分類項目が設計されている。結果からは、夏期には仕事が規定の勤務時間内で行われ、休憩も取得されているが、通常期になると児童生徒の登校時の業務によって勤務が長時間化し休憩も取れなくなることがわかる⁸⁾。

これらの調査は、教師政策の要請からは一定

独立して残業あるいは時間外労働の時間量と仕事内容を確認してきている。しかし、教育予算の歳出改革と連動することで、時間外労働をどのように規制するかという課題の対策が後手になってきた。長時間勤務を是正する方策に関する検討は途上にあり、それに適した調査・研究手法の開発も課題となっている。

仕事の内容と時間配置が時間外労働をどのように発生させることになるのかを明らかにしようとする千田（2005）は、生活時間調査と勤務時間調査の手法を援用しながら聞き取りや自由記述式のワークシート、持ち帰り仕事の成果確認などの多角的方法を用いながら、宇治久世教職員組合の協力を得て1週間における超過勤務の発生パターンを析出した。すなわち、基準勤務時間内に仕事が終わらず、休憩時間中も仕事をつづけ、それでも仕事が終わらずに、学校で残業を行っている。さらに仕事が終わらず、持ち帰り残業を行う、また、非勤務日に自宅や学校、出張先で残業を行っている。千田は、持ち帰り仕事による恒常的な長時間労働と、休憩の未取得および長い連続作業時間が心身疲労をとめないながら発生する勤務状況の時間的な過密を実証し、長時間・過密労働を規制するために受持ち時間数の削減を提言した。

(3)勤務時間の集計項目

先の調査はいずれも勤務日と非勤務日（休日）とを区別しているが、勤務時間と残業、休憩の定義に違いがみられる。先行調査をふまえて時間項目を確定する際の留意点として、①1週間を勤務日と非勤務日に区分する、②1日の仕事時間を在来と持ち帰りに区分する、③勤務時間のうちに在来（早出・居残り）残業を含める、④非勤務日の勤務を出勤と持ち帰りに区分

し、非勤務日勤務を規定の勤務時間を超える時間外労働とみなすことがあげられる。また、⑤休憩をとらないですめられる仕事時間の扱い、⑥勤務時間の総体のとらえ方、⑦持ち帰りを残業あるいは勤務時間とみなすかどうかについては見解が異なっている。

労働基準法は1日8時間労働と1週当たり40時間労働を原則と定め、また、労働時間が6時間を超えた場合は45分間の休憩を設けることとしている⁹⁾。京都市教職員の勤務は府・市教育委員会の条例規則にもとづいて、午前8時30分から午後5時15分までが勤務時間とされ、休憩時間は午後0時15分から午後1時までを原則とする¹⁰⁾。以上のことから、基準とされる勤務時間は途中に45分間の休憩を置いた8時間であるが、退勤時刻を定めることによって休憩を含めた8時間45分が教師の原則的な在校時間とされている¹¹⁾。

教師の勤務時間を集計する際には、条例規則にあるとおり勤務時間を8時間45分とすると休憩の未取得が生じたとしてもその分の時間が超過勤務とはみなされない可能性がでてくるため、規定勤務時間を基準勤務8時間と休憩45分とに区分した上で、休憩45分のうちの未取得分の時間については超過勤務時間として扱う。というのも、特定の教師の間で長時間勤務が発生しているのではなく、教師の大半が超過勤務をこなす現状がある。そのため、休憩が取得されずに超過勤務が発生している事態を把握するための区分を設けることで、その時間帯に行われる仕事内容を把握し、休憩中の超過勤務を勤務時間に繰り込む必要がある。以上のことから、規定の休憩時間において休憩を取らずに仕事をした時間と在校して仕事をした残業時間を基準勤務時間に加えて勤務時間とし、基準勤務時間

以外の勤務時間については超過勤務とする。

さらに、持ち帰りを残業時間もしくは勤務時間を含むかどうかについては、行われた活動の内容と活動場所をどのようにとらえるかが問題となる。仮に在校中に時間的余裕があったならば遂行されたであろう内容の仕事が持ち帰りになる場合、仕事をした場所が学校でなくとも残業とみなしうる。したがって、本稿の集計では退勤後から出勤前に処理された仕事にかかった時間も、学校で行われる仕事の延長として勤務時間に含めることにした。

表2に、教師が諸活動を行う時間帯を列挙し、超過勤務が発生する可能性のある時間帯を図2に表している。

調査票には、各学校の所定の休憩時刻と出勤・退勤時刻に関する質問が設けられていなかったため、時間帯別の仕事内容を分析するために便宜上それぞれの時刻を表3のように推定した。まず、休憩時刻については「昼食」や「昼食準備」といった昼食指導にかかわるワークシートの記入を指標に学校給食の開始時刻を確定し、そこから45分間とした。出勤時刻については、対象者によるばらつきだけでなく、勤務日によるばらつきがあったため、「職朝」と記入されている職員朝会の1週間のうちで最も早い開始時刻か、「職朝」と明記されていない場合には対象者1人ひとりの1週間の勤務日のうち最も遅く出勤した時刻を出勤時刻と推定した。退勤時刻は、対象者ごとに推定された出勤時刻から8時間45分後とした。なお、基準勤務時間にたいする超過勤務時間を確定するために基準とされる出勤時刻以前の仕事を早出出勤による残業とみなしているが、それぞれの対象者にとってこの時間帯が超過勤務にあたるものだったかは定かではない¹²⁾。

表2 時間帯の分類

勤務時間	教育活動が行われた時間（基準勤務＋超過勤務）	
勤務日	1週間のうちに定められた仕事日	
基準勤務 規定の休憩 休憩中の超過勤務 早出勤 居残り 持ち帰り	基準とされる出勤から退勤までの時間のうち規定の休憩時間を除く 基準勤務時間の途中に挟まれ、勤務時間に含まれない所定の時刻 規定の休憩時間中に教育活動が行われた時間 基準とされる出勤時刻の前に学校で教育活動が行われた時間（残業） 基準とされる退勤時刻の後に学校で教育活動が行われた時間（残業） 学校以外の場所、主に自宅で教育活動が行われた時間（残業）	
非勤務日	1週間のうちに定められた休日	
出勤 持ち帰り	出勤して教育活動が行われた時間（残業） 主に自宅で教育活動が行われた時間（残業）	
超過勤務時間	基準勤務時間外に教育活動が行われた時間（休憩中超過勤務＋残業）	
勤務日の休憩中の超過勤務 勤務日の在学中の残業 非勤務日の出勤 持ち帰り	規定の休憩時間中に教育活動が行われた時間 勤務日の早出勤＋勤務日の居残り 非勤務日に出勤して教育活動が行われた時間 勤務日の持ち帰り＋非勤務日の持ち帰り	
休憩時間	勤務日の在学時間中に実際に休憩・休息を取得した時間	
在学時間	学校に居た時間	
勤務日 非勤務日	勤務日の在学時間中の勤務時間＋休憩時間 非勤務日の出勤時間	

注) 規定の勤務時間は、基準勤務8時間と規定の休憩45分を合算した時間。

超過勤務発生の可能性のある時間帯						
在校時						不在校時
出勤から退勤までの在学時間						持ち帰り残業時間
勤務日	規定勤務時間		基準勤務 (8時間)	うち休憩 (15分+15分)	休憩 (45分)	
	超過勤務時間	早出勤 (超過勤務)		休息の未取得	休憩中の 勤務継続 (超過勤務)	居残り (超過勤務)
非勤務日	超過勤務時間		出勤 (超過勤務)			持ち帰り (超過勤務)

注) 勤務時間4時間について15分間の割合で定められる休憩時間は、2007年3月27日規則第16号により「京都市立小学校、中学校及び総合支援学校の教職員の勤務時間等に関する規則」が改正（第4条廃止）されたため、京都市教育委員会通知「京都市立小学校、中学校及び、総合支援学校の教職員の休息の廃止について」にもとづいて2007年4月1日より廃止されている。

図2 超過勤務の発生可能性

表3 集計の基準となる勤務と休憩の時刻

出勤から退勤までの勤務時刻	休憩時刻
8：20～17：05 1名	
8：25～17：10 3名	
8：30～17：15 8名	12：10～12：55 1名
8：35～17：20 1名	12：15～13：00 5名
8：40～17：25 6名	12：20～13：05 14名
8：45～17：30 1名	

(4)教育活動の集計項目

活動の分類について先行調査では、①教育活動の対象となる子どもとの関係から教師の活動を直接指導と間接指導に区別、②教育活動の性格から、授業などの学習指導とそれ以外の活動を区別、③子どもの学校生活の集団的基盤が同年齢集団で構成される学級と異年齢集団で構成される学校集団を前提とすることにかかわって、教師の職務の性質も学習指導と学級にかかわるもの、学校運営にかかわるものにおおまかには区別されていた。

それを参考に、本稿での区分方法を説明する。まず、学校教育活動は教師からみた場合に、職務の性格や対象とのかかわり方、活動の仕方にもとづいて区分することができる。教師が子どもとどのようにかかっているかを職務の内容からみると、教育活動は学習指導、学級指導、学校生活指導の三本柱に分類できる。さらに諸活動を子どもとのかかわりからみると、三本柱はそれぞれ子どもに直接に働きかける活動と間接的に働きかける活動に分類できる¹³⁾。直接指導は、子ども集団を対象にする指導と個別指導に分類することができ、また、間接指導は教師が集団で行うものと教師が個別ですすめる活動に分類できる¹⁴⁾。

さらに、調査によって通勤や休憩の扱いが異なっており、学校教育活動に含まれないそれらの活動を「その他」の分類項目にふりわけたものもあった。教師の勤務実態にかかわる集計項目を設計する際に、学校教育活動とは区別されるものの仕事の最中や前後に発生するこのような活動をどのように位置づければよいだろうか。休憩や休暇、通勤は仕事を続けていく上で一定の時間を要している。とりわけ休憩・休暇は労働者の心身の疲労回復を目的に制度的に保

障される時間であり、休憩や休暇が取れるかどうかは仕事が進められる過程の過密度に関係してくる。したがって、それらの活動を、教師が勤務を継続するのに必要な諸条件として把握するのが適切と考えられる。

また、自主研修の扱いも調査によって異なっている。現在、研修と認められるのは官制研修のみになっているが、教師の資質能力向上は、制度化された方策によって実現するだけでなく、教師の自主的な活動が支えになっている。したがって、自主的にすすめられる能力の維持向上や実践開発のための活動を教師が仕事を続ける際の長期的な自己研鑽とみなすことができる。

以上のことから、勤務実態にかかわる教師の諸活動を、①学校教育活動、②学校教育活動を継続するための必要諸条件、③自主研修などの私的な資質能力向上に分類し、表4の一覧にあるように分類項目と細目を作成した。これを、ワークシートの記入結果とつぎ合わせ、記入された活動を仕分けする作業と分類の修正を繰り返し、最終的に細目を表5にある24項目に確定した¹⁵⁾。記入された活動がどの項目に該当するかは、ワークシート内の記録だけでなく、自由記述欄に残業が生じた理由が記されているものはそれを参考にし、またワークシート内の前後の活動との関連やそれぞれの教師が担当する校務分掌などの属性を参照しながら判断した¹⁶⁾。

なお、教師の教育活動の内容は学校種や教師の職階によって異なる面があると考えられる。たとえば、学外の関係機関への対応やPTAなどの学校運営をつうじた保護者との対応に関する仕事は20名のワークシートに記載がなかったので、集計項目から除外した。このように、記録になかった項目を除いたり記録された諸活動と

分類とが整合するように項目・細目を修正しながら24項目を確定していったが、調査対象を広げた場合には教師の諸活動はより多様な細目になる可能性がある。

また、ワークシートの勤務時間の記入には、子どもの休み時間中に空欄がみられるものがあ

った。諸活動の合間に未記入になった空欄部分は、特に何もしていない状況があったことを表していると思われる。このような時間を「休憩」とみなすか迷ったが、おそらくは何かあれば即応できる態勢が取られていただろうことから「仕事待機」の項目を設けることにした。

表4 教師の諸活動の分類

活動分類		細目					
教師の諸活動	学習指導	直接学習指導	子ども集団指導	1	授業	正規の授業時間における教科・部活・総合的な学習の時間など	
			子ども個別指導	2	補習	授業時間以外に行われる教科の補習、個別質問対応などの学習指導	
		間接学習指導	教師集団の準備・事後処理		3	会議	教科・授業関連の打ち合わせ、会議、研修
						日常交流	学習指導にかかわる日常の相談、情報交換
			教師個別の準備・事後処理	4	準備	教材研究、指導案・週案作成、教材作成、配布プリント印刷、テスト作成など	
			5	事後処理	採点・丸つけ、点検・評価、指導物の確認、通知表・指導要録記入など		
	学級指導	直接学級指導	子ども集団指導	6	学級生活	授業時間以外に行われる朝の会、朝学習・朝読書、終わりの会、登下校指導、休み時間指導、給食、掃除、行事準備、クラス係・クラス委員、安全指導、遊び指導、健康・保健・生活指導など	
			子ども個別指導	7	個別学級生活	個別面談・相談、児童送り迎えなど	
		間接学級指導	教師集団の準備・事後処理		8	会議	学年会、学年打ち合わせなど
					9	日常交流	学級指導にかかわる日常の相談、情報交換
			教師個別の準備・事後処理		10	保護者対応	学級懇談会、保護者会、保護者面談、家庭連絡、家庭訪問など
					11	準備処理	学級通信作成、日記・連絡帳記入、掲示物作成、教室整理など
					12	学級事務	学級事務、学級会計・預り金清算など
		学校生活指導	直接学校生活指導	子ども集団指導	13	学校生活	行事（修学旅行、遠足、体育祭、文化祭、発表会、式など）、校内巡回、生活指導（学級以外）、児童・生徒会、委員会など
					14	部活	授業時間以外の部活指導、対外試合引率
				子ども個別指導	15	緊急避難	子どもの病気・事故などの対応
			間接学校生活指導	教師集団の準備・事後処理		16	会議
					17	日常交流	学校生活指導にかかわる日常の相談、情報交換
	教師個別の準備・事後処理				18	校務分掌	校務分掌、分掌・主任会議のための報告書作成・文書管理、備品管理など
					19	学外研修	出張研修・初任者研修、校外会議（学外関係）
						保護者対応	PTA・保護者対応
						外部対応	行政・関係団体対応（学外関係）
					20	その他の校務	実務処理
	21	行事準備処理	学校行事の準備・事後処理				
	22	仕事待機	空欄・無記入（子どもの休み時間中や始業前における待機）				
勤務継続上の必要諸条件	休憩	23	休憩・休息	5分以上の休息・休憩、休憩の「後取り」			
	有給休暇	24	有休	年休・特休			
私的な資質能力向上	通勤		通勤				
	自宅研修		自宅研修				
	研究会等参加		研究会等参加				

表5 活動内容の記入事例

1	授業	授業、授業参観、クラブ・部活指導、科学センター引率、学年となりの先生が出張のため合同で音楽の授業、学芸会合同練習（※授業時間内）、学芸会リハーサル（※授業時間内）、6年生の地域の大学体験入学引率、自習指導
2	補習	学び教室課外補習、転入児末習内容の指導（算数）、放課後登校児童補習、個別指導、リコーダー補習、居残り児童指導（お話の絵）、遅れた子への指導、子ども指導のこり勉、のこり勉指導
3	会議（学習）	授業研究会、交換授業打ち合わせ、TT授業打ち合わせ、研究授業参観、外教授業をみる、外教研修会、社会見学下見、校外学習下見、生活研修会、研究授業・事後研
4	準備（学習）	教材準備、算数プリントづくり、教材製作、教材研究、週案かく、週案作成、週案記入、算数問題づくり・印刷、お話の絵の本探し・読書、プリントの作成・印刷、プリントを刷る、理科準備、理科学習準備、社会授業教材研究、授業の準備、授業づくり、授業資料づくり、学習カード作成、丹波町へ生活科の材料調達、材料を職場へ搬入
5	事後処理（学習）	テスト丸つけ、テスト採点、テスト処理、マルつけ、まるつけ社会、社会プリント採点、授業あとしまつ、体育用具後片づけ、体育片付け・着がえ、ノートの丸つけ、ノート点検、ノート添削、子どものノートみる、漢字ノートまるつけ、学習ノートの点検評価、学習プリント点検、宿題みる、宿題チェック、専科のため宿題チェック、宿題処理、プリントチェック、提出物点検、作文添削、作文点検、音楽カードチェック、成績処理、作品処理（家庭科）、読書絵はがき選定、お話の絵作品選び、お話の絵募集票をかく、コンピューター成績処理
6	学級生活	朝指導・朝学習、おはよう読書、遊びの指導、子どもとの話し合い、教室で子どもと対話、クラスの子と話す、声かけ、教室で子どもの対応、給食・準備・後片づけ、給食指導、給食返却、給食しまつ、給食返却指導、掃除指導・清掃、水槽掃除、終わりの会、下校指導、学級通信読み合わせ、ピオトープ見学、さくら学級指導、さくら学級手伝い、生徒指導、教室子どもに連絡、休日調査
7	個別学級生活	遅刻児童への指導、不登校児童宅へ迎えに行く、残して話をした、残して指導、個人指導
8	会議（学級・学年）	学年会、学年打ち合わせ、学年会（研究発表に向けて）、学年便りの打ち合わせ、語り聞かせ親との対応、自習の依頼、発表会に向けて打ち合わせ、発表会衣装打ち合わせ
9	日常交流	相談、学年の先生と対話
10	保護者対応	欠席児童連絡、欠席児童宅へ電話、無届児童への電話、遅刻保護者連絡、児童の家庭に連絡、保護者宅へ電話、連絡・電話、懇談会・個人懇談、保護者個人懇談（※懇談会実施日以外）、保護者との面接、保護者との話し合い、発熱した子の家庭へ電話、熱の出た子の家連絡、早退保護者連絡、家庭訪問、不登校自宅へ電話
11	準備後処理（学級・学年）	学級通信作成、学級通信作り、学級日より作成、学級通信をかく、おたより作成、通信印刷、お便りの返事書き、朝学習準備、教室で朝学習準備、朝学習プリントの印刷、学年会準備、参観日の計画、個人懇談準備、席替えの案、係活動準備、児童への誕生日カードの下準備、安全カード記入、印刷物、日記点検、日記に赤ペンを入れる、教室整理、教室整備、教室点検、机整理
12	学級事務	預り金清算、預り金報告書作成、出席統計、会計（※学年預り金担当委員）、事務処理ノート、出席簿、教室で実務、実務の処理、会計処理、会計事務
13	学校生活	学習発表会、学芸会、学芸会子ども準備（※学芸会当日）、学芸会指導（※授業時間外・昼休み・中間休み）、発表会で使う紙芝居作成指導（※授業時間外）、発表会にむけての絵の指導、学芸会の役決め、リハーサル準備・片付け指導、舞台上のセット作り（※昼休み）、学芸会ことばの練習、学芸会常設指導、学芸会準備、学習発表会の準備、学芸会大道具・小道具作り、劇の用意・片付け、学芸会練習延長、発表会に向けた紙しばい作成の指導、太鼓用意（リハーサル準備）、学芸会準備（昼休み楽器搬入）、看板づくり（休み時間委員会指導）、図書委員会指導、児童会代表委員会、放送指導（※視聴覚主任）、健康マラソン指導、駅伝チーム朝練習・夕練、アルミ缶集め、福祉まつりに参加する児童の指導、福祉まつりの練習、生徒指導（※放課後・下校後）、生指（児童に事情を聞く※生指主任）、生指（※生指主任）、コンピューター室開放（※教育メディア主任）、図書室指導
14	部活（授業外）	延長、部活動朝練、後片付け、陸上部指導
15	緊急避難	子どもの傷、学芸会途中、児童けがをしたので耳鼻科へ引率後自宅へ送り、一旦帰校後ランドセルをとどけた、消火器あとしまつ
16	会議（学校運営）	職朝、出欠打ち合わせ・欠席児童連絡、打ち合わせ、生徒指導打ち合わせ、学芸会打ち合わせ（他学年と）、学芸会関係打ち合わせ（※学芸会的行事主任）、月案打ち合わせ、来週予定の打ち合わせ、週予定打ち合わせ、研究会、人権部会、養護養成部会、生徒指導研修会、発表会の打ち合わせ、中学年部会
17	日常交流	生徒指導交流
18	校務分掌	学年日より作成・準備・印刷（※学年主任）、おたより印刷（※学年主任）、学年日より手直し（※学年主任）、週予定表作成・印刷・配布（※学年主任）、週予定表を書く（※学年主任）、研究事後研究会の記録の清書（ワープロうち※研究担当委員）、給食主任の仕事、図書館整理（※図書主任）、ホームページ作成・印刷（※教育メディア主任）、ホームページ作成のためビデオから静止画取得（※メディア主任）、ホームページ作成（※メディア主任・担当委員）、学芸会の資料づくり（※学芸部主任）、学芸会（はじめのことばをパソコンで打つ※学芸部主任）、学芸会プログラム案づくり・確認（※学芸部分掌）、学芸会関係プリント作成（※学芸的行事主任）、学芸会関係事務（※行事主任）、学芸会視聴覚機器の準備（※学芸部担当委員）、ビデオカメラ用意（※メディア分掌）、学芸会放送機器調べ（※視聴覚主任）、学年会計（※学年預り金担当委員）、就学援助事務処理（※就学援助担当委員）、給食会計（※担当委員）、大文字駅伝予選会の準備（タスキ等の点検※体育主任）、駅伝チームデータ処理、大文字予選資料（※体育主任）、体育主任の仕事、畑・学校園土づくり、学芸会プログラムの印刷、コンピュータアドバイザーの為のプリント作成（※メディア主任）、週計画作成、銀行へ振り込み、銀行引き落とし・入力作業
19	学外研修	まなび研修会、特別支援教育全国大会、研修会、研究会参加、図書主任会（市内出張）、体育主任会（出張）、体育研究会全国大会公開授業、西京駅伝実行委員会（大文字駅伝予選に向けて）、移動（※校務出張のための）
20	その他の校務	学校事務、書類整理、書類綴り、提出書類作成、実務処理、プリント実務処理、プリント処理、プリント整理、教室で実務の処理、事務処理、事務処理ノート、教室で仕事、職員室で事務的仕事、職員室で作業、職員室留守番（入学届受け付け等）、印刷物、プリント印刷など、日直日誌記入、日直日誌を書く
21	行事準備処理	学習発表会の準備、学芸会会場準備、学芸会用意、学芸会の演出を考える、脚本検討、音楽選び（CD→MDへ）、学芸会のためのテープダビング、持ち帰り仕事（学芸会）、学芸会のめくりプログラムづくり、発表会のめくり準備、学芸会の指導方法について、雨天の時の学芸会準備、学芸会の楽譜づくり（※持ち帰り）、舞台準備・用意（※児童下校後・居残り）、学習発表会準備（※児童下校後・居残り）、学芸会面づくり準備（※居残り）、お面づくり、劇の衣装づくり・衣装準備（※持ち帰り）、明日のためのピアノ練習（※学芸会準備）、学習発表会あとかたづけ、学芸会后片付け（※児童下校後）、太鼓をかえしにまわる
22	仕事待機	空欄・未記入（※子どもの休み時間中）
23	休憩	休息、休憩、帰宅（※早帰り）、コーヒータン、コーヒをのむ、分会会議、ピラまき
24	有給休暇	特休、年休

注）※は筆者による補足。

3 小学校教師の1週間

(1) 1週間の勤務時間

基準勤務時間内で仕事を済ませている教師はいなかった。すべての対象者が休憩時間中に仕事を続け、在校残業をする勤務日があり、非勤務日には14名が持ち帰り仕事か出勤の残業をしていた。持ち帰りのない教師が1名あったが、早出と居残りの在校残業をしていた¹⁷⁾。20名の勤務時間の長さに変動はほとんどなく、残業や持ち帰りにかかった時間は日による違いが大きかった。以下では、20名の1週間について勤務日94日、非勤務日40日を集計した結果にもとづいて、日単位でどのような時間の配分と配置で仕事が行われたかを述べていく¹⁸⁾。

勤務時間の集計結果を表6でみると、全体平均では1週間のうちに学校での残業が1勤務日あたり54分、退勤後の持ち帰り残業が1時間01分だった。1勤務日における超過勤務時間帯の勤務時間は2時間40分で、勤務時間の合計は10時間29分、1非勤務日の超過勤務は1時間01分であった。勤務日の超過勤務の発生率が100%なのは、基準とされる勤務時間を超える仕事が

毎日あることを示している。時間帯別に勤務の発生率をみると、休憩中の超過勤務と学校での残業もたいていの日に発生している。また、持ち帰り残業は勤務日のうちの67%、非勤務日の超過勤務は55%で生じていた¹⁹⁾。

超過勤務時間は残業だけでなく休憩の未取得とで構成されている。有給休暇があった日以外のすべての勤務日で、規定の休憩45分間に渡って仕事が継続されていた。休憩時間は全体平均で6分、発生率32%の休憩取得日には21分であった。休憩が取得された時間帯を表7でみると、子どもの休み時間中か子どもが下校した後の放課後、居残り残業の合間になっており、なかでも放課後以降の時間帯に休憩が設けられることが多い。残業によって勤務が長時間化するだけでなく、休憩が取れない、あるいは休憩が取れたとしても「後取り」になることによって1日のうちに間断なく複数の仕事が連続する時間も長くなっている（表8）。短時間の休憩や仕事待機の合間に一連の仕事が一時中断するとしても、基準勤務時間の中間にまとまった休憩がない状況は時間的な過密勤務を生じさせることになる。

表6 勤務時間の集計結果

		全体平均時間 (/94勤務日)	発生日の平均時間 (/発生日数)	(勤務が発生した日数)
1 勤務日あたりの勤務時間		10 : 29	10 : 29	(94)
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;"> 基準勤務時間 超過勤務時間 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;"> 休憩中超過勤務時間 残業時間 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;"> 持ち帰り残業時間 在校残業時間 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;"> 早出残業時間 居残り残業時間 </div> </div> </div> </div>		7 : 49	7 : 49	(94)
		2 : 40	2 : 40	(94)
		0 : 44	0 : 45	(93)
		1 : 55	2 : 00	(90)
		1 : 01	1 : 31	(63)
		0 : 54	1 : 00	(84)
		0 : 15	0 : 27	(53)
	0 : 38	0 : 47	(76)	
		全体平均時間 (/40非勤務日)	発生日の平均時間 (/発生日数)	(勤務が発生した日数)
1 非勤務日あたりの勤務時間		1 : 01	1 : 52	(22)
	出勤残業時間	0 : 05	1 : 47	(2)
	持ち帰り残業時間	0 : 56	1 : 53	(20)

表7 勤務日における休憩時間と時間帯別休憩取得状況

		全体平均	1発生日あたりの 平均休憩時間	1発生回あたりの 平均休憩時間
1勤務日における 在校時間中の休憩 (休憩が発生した日数：30日、94勤務日のうちの発生率：32%) (休憩が発生した回数：40回)		0：06	0：21	0：16
基準勤務時間中 (26日、28%)		0：05	0：18	
子ども登校中 (9回)				0：13
中間休み中 (5回)				0：16
昼休み中 (4回)				0：11
子ども下校後 放課後 (20回)				0：17
超過勤務時間中 (11日、12%)		0：01	0：16	
子ども下校後 居残り残業中 (11回)				0：16

表8 勤務日の在校中の1連続勤務時間

	1連続勤務時間 (データの個数：116)	休憩がなかった日の 1連続勤務時間 (65)	有給があった日を 除く (62)	有給・仕事待機が あった日を除く (43)	休憩だけでなく 仕事待機を一時中断 とした場合 (144)
平均値	7：39	9：30	9：45	9：51	6：10
最大値	11：20	11：20	11：20	11：20	11：20
最小値	0：20	2：20	8：45	8：50	0：05

注1) 1連続勤務時間は、休憩時を仕事の中断として、その前後で連続して行われた仕事の所要時間を表す。また、有給があった場合も仕事の中断とし、有給の時間は勤務時間に含まない。

注2) 仕事待機を一時中断とした場合の1連続勤務時間では、仕事待機がはさまれることによって一連の仕事が一端は中断されたときとなっている。仕事待機の時間自体は、前後のいずれかの連続時間に組み込んでいる。

小学校で学級担任をする教師は、1週間のうちの勤務日において8時間を基準とする勤務時間内に仕事を処理しきれず、勤務中に休憩を十分取らないまま在校残業をこなし、勤務日だけでなく非勤務日に持ち帰り仕事をする。このような超過勤務が常態化しているということが教師の長時間勤務の実態である。

(2)教育活動と勤務時間

① 指導内容の構成

勤務時間中の教育諸活動の構成を図3・4で見ると、三本柱ですすめられる教育活動のうちの5割が学習指導にかかわる仕事で占められている。勤務日には学習指導のつぎに学級指導の占める率が高くなるが、非勤務日になると学校生活指導の方が多くなっている。間接指導にあたる仕事は勤務日のうちの41%を占め、非勤務日には95%となっている。

指導時間の配分を示した表9によってそれぞれの指導の発生率を確認すると、勤務日の直接指導と間接指導が100%であり、子どもの直接指導のために教師が間接指導を日々行うことは不可欠になっている。また、間接指導のうち教師が集団で行うものが89%、個別で行うものが99%の率で発生しており、毎日の仕事は集団組織的にすすめる形態と単独ですすめる形態で担われていることがわかる。

勤務日の勤務時間のなかで教師の仕事がどのように配分されているのか指導内容をみると、勤務の6割を直接指導が占め、主に子ども集団に対応する形式をとっている。勤務日の6時間13分が直接指導に費やされていることから、教師ひとりあたりの8時間の勤務時間のなかで間接指導のために残される時間はごく限られたものになるが、間接指導は勤務全体の4割を占め、その内訳は教師が集団で行うものが3割、

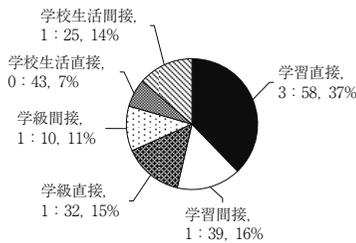


図3 1 勤務日の勤務時間中の教育諸活動（全体平均）

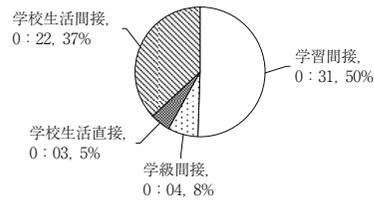


図4 1 非勤務日の教育諸活動（全体平均）

表9 勤務時間中の指導時間（全体平均・発生率）

	勤務日の勤務時間			非勤務日の勤務時間		
	基準勤務	超過勤務		出勤	持ち帰り	
指導	10:29	7:49	2:40	1:01	0:05	0:56
直接指導	6:13 100%	5:24 100%	0:49 99%	0:03 3%	0:03 3%	
	子ども集団 6:00 100%	5:10 100%	0:49 99%	0:03 3%	0:03 3%	
	子ども個別 0:13 27%	0:13 27%	0:00 2%			
間接間接	4:15 100%	2:25 100%	1:50 94%	0:58 53%	0:00 3%	0:58 50%
	教師集団 1:09 89%	0:56 88%	0:11 37%			
	教師個別 3:06 99%	1:28 95%	1:39 90%	0:58 53%	0:02 3%	0:58 50%

表10 時間帯別の活動時間（全体平均・発生率）

	勤務日の勤務時間						非勤務日の勤務時間					
	基準勤務	休憩中超過	早出残業	居残り残業	持ち帰り残業		出勤残業	持ち帰り残業				
教育活動	7:49	0:44	0:15	0:38	1:01		0:05	0:56				
学習指導	4:41 100%	0:03 19%	0:07 28%	0:13 33%	0:32 48%		0:02 3%	0:28 30%				
	直接 3:57 99%	0:00 3%	0:00 1%									
	間接 0:43 72%	0:02 16%	0:06 27%	0:13 33%	0:32 48%		0:02 3%	0:28 30%				
学級指導	1:39 100%	0:40 98%	0:03 19%	0:12 40%	0:06 16%			0:04 8%				
	直接 0:49 100%	0:40 98%	0:02 15%									
	間接 0:50 66%		0:00 4%	0:12 40%	0:06 16%			0:04 8%				
学校生活指導	1:28 96%	0:00 7%	0:05 17%	0:12 41%	0:22 27%		0:03 3%	0:22 23%				
	直接 0:37 47%	0:00 4%	0:04 10%	0:01 7%			0:03 3%					
	間接 0:50 89%	0:00 3%	0:01 9%	0:10 36%	0:22 27%			0:22 23%				

個別に行うものが7割となっている。

超過勤務は、子ども集団の直接指導と教師個別の間接指導の形態で発生する日が多い。直接指導の超過勤務は勤務日の99%で発生し、個別の間接指導は勤務日に90%、非勤務日には53%の発生率だった。直接指導のために49分の超過勤務が生じていることから、基準勤務時間にたいして子どもに直接対応しなければならない指導課題の絶対量が多いといえる。間接指導は1時間50分の超過勤務になっており、そのうちの9割を教師が単独で処理している。

② 教育諸活動の時間配分と配置

つぎに、表10に勤務時間中の時間帯別に行われた教育活動の所要時間を集計した。基準勤務時間には、1勤務日あたり全体平均で学習指導に4時間41分、学級指導に1時間39分、学校生活指導に1時間28分を要している。基準勤務時間に行われる仕事の中心は子ども集団への直接指導になっているが、三本柱の教育活動における間接指導もそれぞれ行われている。

規定の休憩時間に渡って仕事が継続するのが勤務日全般の特徴であったが、この時間帯は主

表11 間接的な教育活動の残業時間

	勤務日における間接指導の残業時間				非勤務日における間接指導の残業時間				
	在校残業 全体平均		持ち帰り残業 全体平均		出勤残業 全体平均		持ち帰り残業 全体平均		
間接的な教育活動	発生率	0 : 45	0 : 53	1 : 01	1 : 31	0 : 02	1 : 30	0 : 56	1 : 53
			85%		67%		3%		50%
学習指導	発生率	0 : 19	0 : 36	0 : 32	1 : 08	0 : 02	1 : 30	0 : 28	1 : 36
	構成比	43%		54%		100%		51%	
学級指導	発生率	0 : 13	0 : 32	0 : 06	0 : 40			0 : 04	1 : 02
	構成比	30%		10%				8%	
学校生活指導	発生率	0 : 12	0 : 29	0 : 22	1 : 23			0 : 22	1 : 41
	構成比	27%		36%				40%	

注) 休憩中の超過勤務を除く。

に直接の学級指導にあてられている。授業時間以外にも、給食や清掃などの生活指導を通じて子どもに責任を負っている学級担任は、休憩時間だからといってその場を離れるわけにはいかない。このように学級指導で子どもに直接に対応している合間のごく短い時間にも、学習指導や学校生活指導の準備処理をこなす日がある。

直接指導のなかでも時間配分の大きかった学習指導は、その準備処理にも時間がかかり、勤務日だけでなく非勤務日を含めた勤務時間中のあらゆる時間帯に組み込まれている。間接指導の残業時間をまとめた表11をみると、学習指導の残業時間に占める割合が高くなっている。また、間接的な学級指導は在校中に終わられる日が多く、持ち帰りになる日が少ないのたいして、学習指導と学校生活指導は持ち帰りになる日が多くなっている。とはいえ、どの指導も発生日平均でみれば所要時間は長くなっており、それぞれの間接指導に取り組むためにはある程度まとまった時間が必要になることがわかる。非勤務日には、間接指導のなかでも学習指導と学校生活指導を処理するのに時間を要している。

③ 教師が集団と単独とですすめる仕事

先に、規定休憩時間中に直接指導の超過勤務が発生する以外は、残業時間中に処理される仕

事の内容は教師が個別で分担している間接指導であること、そして、とりわけ学習指導のための準備・処理の発生率が高く、所要時間も長いことを指摘した。しかし、教師の超過勤務は単に個別の間接指導に時間がかかることによって発生しているわけではない。

前傾図1に載せたワークシートの記録事例には、勤務日における仕事の進行の様子が端的に表されている。まず、出勤してから授業が始まるまでの間に短時間の打ち合わせと子どもの指導、そのための準備が交互に入っている。授業が始まって以降の子どもが登校している間に、教科だけでなく学級や委員会、行事の指導を次々とすすめながら、その合間に会議や打ち合わせが入り、さらにその合間を縫うように準備や事後処理をこなしていく。夕方には所定の退勤時刻後まで会議が延長し、準備・事後処理は持ち帰りになっている。このように、学校にいる間には子どもの直接対応はもちろん、会議や打ち合わせなどの教師の集団的な仕事が入っている。

教師が集団で行っている校務は、前掲表5にある学校教育活動22項目のうち学習指導関連の「3 会議・打ち合わせ」、学級指導関連の「8 会議・打ち合わせ」、学校生活指導の「16 会議・研究」に該当する。これらの会議・打ち合わせが基準勤務中に発生する割合は87%、在校

残業中は36%であり、協同遂行が必須となる集団組織的な校務をまわす時間が足りていない状況がある。このように、1勤務日のうちに教師集団で行われる教育活動が入ると、基準勤務中から残業時間中にかけて校務で拘束される時間が増えるため、個々の教師が子どもや同僚と時間や場所を一緒にしなくても済ますことのできる個別の仕事は後回しになる。

前傾表5の記入事例を参照するとわかるように、教師が個別で行う準備処理には、連日の直接指導や校務のために、その日のうちか数日中には済ませておかなければならない内容のものが頻出する。つまり、教師が集団で組織的に行う間接指導が在校時間中にある勤務日には、在校している間に個別の準備処理に振り向けられる時間が短縮されてしまう。こうして後回しになった仕事は長期的に先延ばしできるような内容ではないため、教師が準備処理をこなそうとすれば、在校残業を長引かせるか持ち帰り残業を増やさざるを得なくなる。

ここまで、長時間勤務が発生する傾向的特

徴を指摘してきた。「1 授業」と「6 学級生活」は、勤務日における所要時間が長く、時間変動もほとんどないことから、たいていの教師が毎日時間をかける仕事になっている。しかし、それら以外の20項目に関しては日によってばらつきが大きかった。時間負担の大きい特定の教育活動があるのかどうかについて表12を参照しながら確認する。

まず、学習指導の「4 準備」、「5 事後処理」は発生率が高く、どの教師にとっても時間を要す活動になっている。しかし、そのなかでもさらに長時間になる日があることから、どの程度の時間をかけるかに教師の裁量があると考えられる。

他方で、発生率は低いものとりわけ所要時間が長くかかっている活動がある。「3 会議・打ち合わせ」と「19 学外研修」は、担当教師の負担が大きい。直接指導では「2 補習」、「14 部活（授業外）」、「15 緊急避難」の所要時間の変動が大きかった。

とりわけ、個別補習を行うかどうかについては、子どもの学習状況にたいする教師の判断や

表12 活動別所要時間

	勤務日			非勤務日		
	平均値	発生日平均	発生率	平均値	発生日平均	発生率
1 授業	3 : 47	3 : 49	99%			
2 補習	0 : 11	0 : 54	20%			
3 会議（学習）	0 : 16	2 : 32	11%			
4 準備（学習）	0 : 42	1 : 05	66%	0 : 21	1 : 10	30%
5 事後処理（学習）	0 : 40	1 : 06	61%	0 : 10	1 : 20	13%
6 学級生活	1 : 31	1 : 31	100%			
7 個別学級生活	0 : 01	0 : 19	5%			
8 会議（学級・学年）	0 : 32	1 : 12	45%			
9 日常交流	0 : 00	0 : 37	2%			
10 保護者対応	0 : 18	1 : 23	22%	0 : 00	0 : 30	3%
11 準備後処理（学級・学年）	0 : 14	0 : 41	34%	0 : 00	0 : 36	3%
12 学級事務	0 : 04	0 : 35	13%	0 : 03	2 : 00	3%
13 学校生活	0 : 35	1 : 17	46%	0 : 03	2 : 05	3%
14 部活（授業外）	0 : 06	1 : 03	11%			
15 緊急避難	0 : 01	0 : 38	3%			
16 会議（学校運営）	0 : 19	0 : 26	73%			
17 日常交流	0 : 00	0 : 20	1%			
18 校務分掌	0 : 26	1 : 18	34%	0 : 09	1 : 37	10%
19 学外研修	0 : 08	3 : 28	4%			
20 その他の校務	0 : 12	0 : 47	26%	0 : 03	0 : 48	8%
21 行事準備処理	0 : 15	1 : 04	23%	0 : 09	2 : 06	8%
22 仕事待機	0 : 03	0 : 12	27%			

学習指導における教育実践の裁量があると考えられる。また、緊急避難的対応は普段の仕事のすすめ方が一変する点で、教師の負担が大きくなる活動である。調査票の記録にも、子どもの安全管理において即応しなければならない状況が発生した事例があった。下校指導中に児童の事故が発生し、教師は児童を病院に連れて行くことになった。その間は他の子どもの指導を中断せざるを得ないし、放課後の会議の開始時刻が遅延し、準備処理の仕事も後回しになった。緊急避難的対応が求められる際には教師が当該の子どもにかかりきりになるため、通常のように子ども集団の指導とそれ以外の仕事を交互に織り交ぜながら、あるいは複数の仕事を同時併行的にすすめることができなくなる。

また、特別活動にかかわる仕事もばらつきがある。特に実施期間中は主任や担当委員の負担が大きくなるが、年間を通じて何かしらの行事で学校が動いていることを想定すると、どの教師にとっても実施や準備処理の繁忙期があると考えられる。

(3) 超過勤務の発生要因

教師の1週間における超過勤務の発生について、時間的経緯を析出すれば以下のようにまとめられる。勤務日の在校中に直接指導と間接指導が行われるが、指導課題が8時間の基準勤務時間内で済まされない場合に、まず、45分の休憩が取得されずに仕事が続けられる。それにより、1連続勤務時間が長引き時間的な過密勤務が生じる。さらに、指導課題が規定の勤務時間内に済まない場合に、在校残業、持ち帰り残業、非勤務日の超過勤務が生じる。

このような超過勤務の発生要因を教師の諸活動と勤務時間の関係から整理すると、第1に、

教師ひとりあたりの勤務時間のなかで直接指導に要す時間が長い。学校で子どもが学習し生活する上で教師が責任を負う最低限の時間量は、教科等と特別活動の授業時数として学習指導要領に定められている。総授業時数を教師の勤務時間としてみれば、その時間量は子どもの直接指導のための所定時間となる。さらに、学校給食にかかわる時間と子どもの休み時間は授業時数に含まれていないが、各学校において定められるものとされているため、現状では学級担任が子どもに責任を負う所定の時間となっている。

第2に、学校運営が組織化され、教師が集団で仕事をするのに時間を要す。集団組織的な運営が必要となる仕事は、教師が在校している間に行われなければならない。さらに、組織化された学校運営のなかで、それぞれの教師は主任や担当委員の業務を分担している。それらの仕事在校残業や持ち帰りに持ち越され、超過勤務が発生する。

第3に、直接指導をすすめるために個別の教師が準備したり処理しなければならない間接指導時間が不足することによって超過勤務が発生する。教師が単独ですすめる仕事が基準勤務時間内に処理しきれなければ、在校残業が生じ、在校中に仕事を終えられなければ持ち帰り残業になる。

第4に、教師の勤務時間管理にたいする制度的な保障が欠如していることが超過勤務の発生要因となっている。休憩の未取得に象徴されるように、学校での超過勤務が常時あるなかで生活時間が削られている教師は、45分間の休憩をとるために学校にいるよりは早く帰宅することを優先する。教師がすこしでも在校時間を短縮しようとするれば、休憩時間が削られることになるのである。

勤務時間をどのように管理するかは学校現場に委任され、仕事の総時間と分担は超過勤務が発生しない時間内に納めるよう各学校で工夫されなければならないことになっている。しかし、週五日制のなかで子どもが登校している間に教師が直接に対応しなければならない時間の規定の勤務時間に占める割合が増えている現状では、学校現場における勤務時間管理は超過勤務を抑止するようには機能していないといえる。

おわりに

日本の学校教育が学習と学級・学校生活を組み合わせられて編成されているのに対応して、教師の指導も教科に限定されない広範な内容をもっている。教師の教育活動は、直接に子どもと対峙する時間だけでなく、そのための準備や事後処理を含めた活動の過程があることによって実現する。教師は協同の業務として学校を運営するとともに、単独で仕事をまわしながら間接指導を行っている。本稿では、以上のような教師の仕事において休憩の未取得、在校残業、持ち帰り残業の形態で発生する超過勤務の実態を確認し、超過勤務を含めた勤務時間のなかで教育諸活動が複雑に構成され、遂行の過程に対応した時間の構造をもちながら教師の仕事が成り立っていることを明らかにした。

教師にとって1日8時間で仕事をやり終えるには時間が不足していることが多忙を深刻にする。基準勤務時間内に処理する直接指導が多ければ間接指導をやり遂げる時間が足りなくなり、間接指導をこなそうとすれば超過勤務が増えていく。また、これまでの教育活動を前提にしながら新しい業務に取り組むことは勤務のさらなる長時間化に直結する。したがって、教師

ひとりあたりの勤務日における直接指導の時間、そのなかでも学習指導の時間を短縮することができれば、基準勤務時間中の直接指導を減らして間接指導のための時間を増やすことが可能になる。そのためには教員数の増加という教育条件の整備が不可欠であるが、長時間勤務を規制するためにはなおいくつかの課題があると思われるのでその点を整理したい。

教育活動の内容と時間配分、それらの配置関係を精査するという本稿の集計作業が提起することは、教師の勤務時間の計測可能性である。長時間勤務がもたらす労働安全衛生上の問題が指摘されながらも、その規制が課題にされなかった背景には、教師の仕事を時間量で計るのはなじまない、多忙と勤務時間の長さは関係ないと考えられてきたことがある。しかし、教師の仕事进行分析すれば、子どもの登校時に行われる指導とそれを成り立たせるのに必要な準備・処理、教師が集団で遂行する校務や分担する校務にかかる時間を確認することは可能であるし、恒常的な超過勤務が多忙の一面を表していることもわかる。

とはいえ、労働時間規制にもとづいて就業時刻と休憩時刻が定められながらも、これまで教育委員会・学校管理職による勤務時間管理が厳密には働かず、超過勤務を発生させることになったのはなぜだろう。

広範な教育諸活動をどのように段取りづけてすすめていくかといった仕事の遂行のあり方について、学校現場での時間の割り振りが教育行政によって細かく指示管理されてこなかったことは、一面では、授業や生活指導、学校運営などの時間の割り振りを学校現場が自律的に行うなかで教育活動のすすめ方とそれに対応した勤務時間の構造をつくりだし、教育実践の一定の

力量を維持する仕事のしくみを形成してきた。しかし他面では、残業や持ち帰りをこなすことが教師のふるまいとなり、長時間勤務をつづけさせることになっている。

こうした事態について、法定の勤務時間にたいして過大な仕事量があること、学校現場での時間数の割り振りがあることをみないままに、教職の特殊性に依拠して長時間勤務の要因を説明すれば、教育実践の裁量を勤務時間にたいする裁量に置き換えることになる。つまり、授業や学級・学校生活の時間数と学校運営組織のなかで割り振られた校務は、明示的な強制がなかったとしても、個別の教師のレベルでは時間短縮できない、優先的に時間配分しなければならない職務であり、そうした仕事をこなすことを前提に教育実践の裁量が発揮されてきた。

したがって、長時間勤務は教師が残業になっても仕事を継続することに立脚する学校教育の問題であり、過大な仕事量が割り振られた上で教育活動の内包する裁量が発揮された結果の現象といえる。そこに「自己犠牲的」「献身的」教師像が教師に内面化される根拠があるように思われる。

付記

調査票を提供いただいた京都市教職員組合に心よりお礼申し上げます。なお、本稿の集計結果に関する責任の一切は筆者にある。

注

- 1) 教員負担の軽減と学校経営の効率化を志向する調査研究を含んだ事業は既の実施されている。たとえば「新教育システム開発プログラム事業」における「教員の事務負担を軽減し、学校経営を確立する効率的・効果的な事務処理体制の在り方に関する研究」や「教員の業務の多様化・複雑化に対応した教員配置制度の設計」。
- 2) 油布（1995）202頁。
- 3) 京都市教職員組合は1994年に超過勤務調査を実施した後に2000年以降も毎年度調査を継続しており、「京都市教組」にて主に超勤時間と休憩時間に関する集計結果を報告している。
- 4) たとえば文部科学省の2006年調査では、30分間隔で22項目の活動内容がマークシートに選択記入された。このように調査者によって設定された活動項目を対象者が選択するのにたいして、本稿の調査集計では対象者の記入内容を集計者が活動分類する必要がある。
- 5) 同時並行して複数の仕事を行っていた場合は、実線内の所要時間を等分してひとつの業務にかかる時間を算出した。
- 6) 筆者の手元にある小学校教員の調査票は37名分である。そのうち調査期間が同じものが33あった（除外したのは日付違い3、属性不明1）。この調査票は対象者の回答負荷が大きい設計になっており、記入例が示されているとはいえどのような記入を行うかは対象者に大きく依存するため実際の記入の仕方にはばらつきがみられる。33の調査票のうち範例とは記入方法が異なるため読み取りができなかった6名分を除外し、有効な調査票数を27名分で確定した。内訳は、普通学級担任20、養護学級担任2、担任なし2、担任の有無が不明1、持ちコマ数が不明2である。なお、一連の調査の設計や実施に筆者は携わっていない。集計に関しても、教育活動の時間分析を行う目的から調査実施者とは別途の結果を本稿ではまとめている。
- 7) 1992年調査の対象者は30代後半から40代前半の占める割合が多く、全体の8割が有配偶者、1997年調査では30代後半が多く7割以上が有配偶者である。
- 8) 同調査の再分析結果の詳細については、東京大学（2008）、国立教育政策研究所（2009）を参照。
- 9) 労働基準法第32条ならびに第34条。
- 10) 京都府条例第28号教職員の給与等に関する条例第32条第1項ならびに第34条、京都府教育委員会規則第14号府費負担教職員の勤務時間等に関する規則第2条、京都市教育委員会規則第1号

- 京都市立小学校、中学校及び養護学校の教職員の勤務時間等に関する規則第2条ならびに第3条。
- 11) ただし、勤務時間規定の制定は各学校(校長)に委任されている。校長は「勤務時間の割り振りを変更することができる」ことから、休憩の実際の運用は「後取り」に振り替えられることがある(京都市教育委員会規則第1号京都市立小学校、中学校及び養護学校の教職員の勤務時間等に関する規則第2条第2項)。
- 12) 例えば、行事や部活などの特別活動のために通常よりも早い出勤になる日があったが、こうした場合は早出と認識されている可能性がある。しかし、朝に教室で登校する学級児童を迎える、その日の指導の準備をするために職朝よりも早く出勤するなどの場合は、教師が各人の裁量によって出勤時刻を早めていると考えられる。
- 13) 「指導」という言葉は子どもとの関係において既に直接性を表していると思われるが、子どもがいる場所で子どもにたいして直接に働きかける仕事と、その指導を成立させるためにそれ以外の時間や場所で行われる仕事を区別するために「直接指導」と「間接指導」を用いる。
- 14) 教育課程編成が子ども集団を前提にしていることから、直接指導の分類名に「集団」を用いるが、集団指導は実際の教育実践において集団を介した個別指導を含んでいると考えられる。また、教師集団の仕事を実行するにあたっては、教師は集団の一員であるだけでなく、参加が不可欠の一員としてその仕事の時間調整を優先的につけなければならない。
- 15) 「私的な資質能力向上」については、教育・児童心理などの読書や教育研究集会への参加などの記入が複数みられたが、今回はそうした行動の位置づけや活動内容が確認できないことから集計しなかった。
- 16) 調査票自体は24時間の記入を原則に設計されたようであるが、対象者によって出勤前・退勤後の記入の有無や記入の仕方にばらつきがあるため、通勤と生活時間の集計はできないと判断し、学校教育にかかわる教師の諸活動を時間集計することにした。
- 17) 1週間のうち持ち帰りが1日は1名、3日が2名、4日が4名、5日が9名、6日が2名、7日が1名であった。
- 18) 原則として、出勤から退勤までの記入があるものを集計対象にしたが、勤務日100件のうち、教育活動の詳細な内容が判読できなかった6日分を記入不備として除外した。
- 19) 調査週は週末が3連休で、翌週の月曜日に持ち帰り残業をまわした教師もいた。

参考文献

- 千田忠男(2005)「教師の労働負担(7)教師の労働時間調査から」同志社大学人文学会『評論・社会科学』No.76, 1-41頁。
- 中央教育審議会(2007)「今後の教員給与の在り方について(答申)」。
- 国立教育政策研究所(2009)『教員業務の軽減・効率化に関する調査研究報告書』。
- 文部省(1971)「教職員の勤務状況調査結果」文部省初等中等教育局内教員給与研究会編著『教職員の給与特別措置法解説』第一法規, 259-294頁。
- 総務省統計局(2008)「平成19年就業構造基本調査結果の概要(速報)」。
- 東京大学(2007)『教員勤務実態調査(小・中学校)報告書』。
- (2008)『教員の業務の多様化・複雑化に対応した業務量計測手法の開発と教職員配置制度の設計 教員と教員サポート職員による業務の適切な分担とアウトソーシングの可能性 報告書(第1・2分冊)』。
- 鷲谷徹(2000a)「学校教員の労働と生活(第1報)―生活時間調査結果から」『労働科学』76巻6号, 233-260頁。
- (2000b)「学校教員の労働と生活(第2報)―生活時間調査結果から」『労働科学』76巻7号, 289-310頁。
- (2000c)「学校教員の労働と生活(第3報)―生活時間調査結果から」『労働科学』76巻8号, 339-354頁。
- 油布佐和子(1995)「教師の多忙に関する一考察」『福岡教育大学紀要』第44号第4分冊, 197-210頁。
- 全日本教職員組合(1993)「ああ、せわしない1週間」『季刊エデュカス』第1号, 18-51頁。

Educational Activity and Working Hours on Work Days and Non-work Days of Elementary School Teachers

FUKAWA Shuku *

Abstract: The purpose of this paper is to analyze the relationship between the working hours and the content of educational activities based on the result of researching 20 homeroom teachers' working hours at intervals of 5 minutes, and to clarify the realities of their overtime work. If a teacher's work cannot be processed within the eight hours of the school day, it causes not only overtime work in the school but also take-home work, and these are carried over on non-work days. Due to lack of rest time, and meetings with colleagues after school, elementary school teachers tend to postpone their preparation work, and to take it home. Also teachers are required to spend a lot of time on subject guidance and preparation, but the time for preparation and processing during regulated working hours decreases as time spent educating children increases, and overtime hours increase.

Keywords: public elementary schools in Kyoto, homeroom teacher, long working hours, unpaid overtime work, intensification of teachers' work

* Doctoral Research Student, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University